資料Ⅰ －①

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）①審査状況

① 完了報告審査及び事業計画審査

- 令和5年度完了報告審査においては、事業者の審査の進行状況によって個別に対応方法を検討すること等で、運営費4,460件の審査が12月末までに全て完了した。
- 計画的な施設運営を促すために令和4年度分から設けた事業計画申請について、令和7年度分は1月中～下旬に新システムにて提出を求めた。3月末までの審査完了に向けて順調に審査を行っている。
- 事業計画申請審査をスムーズに実施するために、11月下旬～12月下旬に図面の変更を伴う事業内容の変更を検討している事業者を対象に事前相談を行い、必要に応じて助言を行った。なお、通知発出時に配布した建築関連資料集を、理解向上を目的にブラッシュアップしたことにより、事業者からの質問内容も、前年と比べてより的確なものとなった。

② 月次報告審査

- 月次報告審査においては、毎月約4,400件の審査を実施した。
- 審査にあたっては、「令和6年度運営費等の諸手続き」を発出し、運営費申請について事業者に対し周知を図った。
- 新システムに移行して以降、月次報告審査とマスタ審査を別で行うようになり、それに合わせて業務改善を試行している。その成果もあって月次報告審査の作業効率が向上し、業務の進捗が以前よりも早くなっている。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）①審査状況

③ 事業譲渡審査委員会

■ 定例

・11月：　申請受付件数・・・28事業者32保育施設 、審査会承認件数・・・16事業者18保育施設

・3月　：　申請受付件数・・・13事業者20保育施設 、審査会承認件数・・・ ４事業者9保育施設

■ 個別（緊急を要する案件についての持ち回りの審査）

◇ 5月

・審査会審議件数： 3事業者7保育施設、審査会承認件数： 3事業者7保育施設

◇ 9月

・審査会審議件数： 4事業者6保育施設、審査会承認件数： 4事業者6保育施設

◇ 1月

・審査会審議件数： 1事業者1保育施設、審査会承認件数： 1事業者1保育施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）②システム

①公金管理システム（PMMS）の各機能の稼働状況

- 令和6年1月　施設基本情報管理機能及び事業計画申請機能
- 令和6年4月　概算交付申請機能
- 令和6年5月　月次報告機能
- 令和6年7月　令和5年度 年度報告・完了報告機能
- 令和6年8月～９月　令和4年度 消費税仕入控除税額報告及び年度報告・完了報告（再確定）機能
- 令和6年12月　令和7年度 事業計画申請対応
- 令和7年2月　令和6年度 能登半島減免臨時給付費対応（制度変更対応）
- 令和7年3月　令和７年度 職員配置加算等対応（仮称）要件定義・基本設計（制度変更対応）

②導入効果

- システム導入により、事業者にとっては毎月入力していた児童、職員の情報を随時登録することが可能となり、また、児童別の登降園時刻を入力することで「出席日数」「開所日」「延長保育の利用時間」などが自動計算されるなど業務負担が軽減される。
  また、各企業等で開発している保育支援システムとの連携に関して、現在、保育支援システム運営法人26社１団体と連携協定を締結し、保育施設の約６割をカバーしており、施設側の業務負担の軽減に寄与している。
  協会においては、審査業務の負担が軽減されるとともに、より正確に審査業務を行うことができることとなった。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）③助成決定の取消し・取りやめ・休止

① 助成決定の取消し

助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合又は実施要綱及び助成要領等の定めに違反し、指導・勧告を受けても改善が見られない場合等により助成決定の取消しを行った施設

年度	施設数	主な取消し事由（複数理由の施設あり）	助成金返還施設数
令和5年度※	1施設	• 助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため（1施設）	助成決定の取消しを行った施設のうち、返還が必要な施設１施設
令和6年度※	2施設	• 助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため（1施設） • 自治体より施設閉鎖命令を受けたため（1施設）	助成決定の取消しを行った施設のうち、返還が必要な施設２施設

② 取りやめ

助成決定後、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめた施設

年度	施設数	主な取りやめ事由	助成金返還施設数
令和5年度※	38施設	• 今後の利用が見込めず閉園するため（16施設） • 本業の不振により運営困難となったため（9施設） • 職員確保が困難のため（4施設） • 保育施設以外の用途に転用のため（1施設） • 認可施設に移行のため（2施設）等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち • 助成金の返還が必要な施設 24施設（うち、返還済23施設）
令和6年度※	40施設	• 今後の利用が見込めず閉園するため（25施設） • 保育施設以外の用途に転用のため（4施設） • 認可施設に移行のため（1施設） • 認可以外の保育施設に転用のため（7施設）等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち • 助成金の返還が必要な施設 31施設（うち、返還済24施設）

※令和５年度の数値は令和６年３月末時点　令和６年度の数値は令和７年２月末現在

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）③助成決定の取消し・取りやめ・休止

③ 休止施設

１か月以上休止した施設

年度	休止施設数	主な休止事由	再開状況 ※令和5年度＝R6年3月末時点 ※令和6年度＝R7年２月末時点
令和 5年度 ※	33施設	• 利用を希望する児童がいないため (20施設) • 保育士を確保できなくなったため (8施設) • 建物改修工事のため (2施設) 等	休止した施設のうち、 • 既に再開している施設 15施設 • 再開が予定されている施設 8施設 • 再開時期が未定の施設 7施設 • 閉園 3施設
令和 6年度 ※	39施設	• 利用を希望する児童がいないため (23施設) • 保育士を確保できなくなったため (8施設) • 本業の不振により運営困難となったため (3施設) • 区画整備による立ち退きで運営が困難になったため (2施設) • 委託業者が撤退したため (1施設) 等	休止した施設のうち、 • 既に再開している施設 4施設 • 再開が予定されている施設 21施設 • 再開時期が未定の施設 12施設 • 閉園 2施設

※令和５年度の数値は令和６年３月末時点　令和６年度の数値は令和７年２月末現在

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）③助成決定の取消し・取りやめ・休止

① 財産処分等の手続きについて

企業主導型保育事業（整備費・運営費）の助成金を受けて整備した施設等の財産処分は、あらかじめ公益財団法人児童育成協会及びこども家庭庁の承認を受ける必要がある。
このうち譲渡については、協会において、譲渡先の保育の質や事業の継続性等を確保する観点から、各年度新規申請施設に対する審査に準じて審査を行っている。

② 財産処分等の承認状況

◎ 令和7年2月末時点　**174施設**　（令和5年度からの累計）

財産処分の種類		承認施設数（１７４施設）	令和６年度（１１４施設）	令和５年度（６０施設）
転用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用	22施設	14施設	８施設
譲渡	補助対象財産の所有者の変更	75施設	51施設	24施設
交換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換	0施設	0施設	0施設
貸付	補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更	0施設	0施設	0施設
取壊し	補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと	1施設	1施設	0施設
廃棄	補助対象財産（施設）の使用を止め、廃棄処分をすること	42施設	22施設	20施設
担保に供する処分	補助対象財産に抵当権を設定すること	９施設	6施設	３施設
整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更	整備費の助成を受けずに運営している施設について設置者を変更すること	25施設	20施設	5施設

（譲渡の内訳）

譲渡の内容	施設数	施設数	施設数
運営委託事業者への譲渡	5施設	5施設	0施設
組織形態の変更に伴う譲渡	23施設	14施設	9施設
他の事業者への譲渡	47施設	32施設	15施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）④定員充足状況

① 令和6年10月初日時点

定員充足状況

現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
80,439人	101,168人	79.5%	4,253施設

※ 定員充足率 ＝ 現員数 ／ 開所定員数
※ 協会が定めた期限までに報告のあった施設の結果であり、全ての施設を網羅したものではない
※ 施設ごとの定員充足状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表
（URL:https://www.kigyounaihoiku.jp/）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）④定員充足状況

② 令和4年～6年の比較／従業員枠・地域枠における充足率

令和４（2022）年度

４月				７月				１０月				１月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
66,999人	101,796人	65.8%	4,246施設	73,269人	102,260人	71.6%	4,331施設	78,562人	102,073人	77.0%	4,330施設	83,771人	105,545人	79.4%	4,472施設

令和５（2023）年度

４月				７月				１０月				１月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
70,467人	101,040人	69.7%	4,261施設	76,834人	103,424人	74.3%	4,367施設	82,395人	104,960人	78.5%	4,437施設	84,861人	105,005人	80.8%	4,439施設

令和６（2024）年度

４月				７月				１０月				１月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
73,508人	103,176人	71.2%	4,338施設	76,863人	102,103人	75.3%	4,282施設	80,439人	101,168人	79.5%	4,253施設				

※令和4年度、5年度、6年度とも記載データは全て初日時点

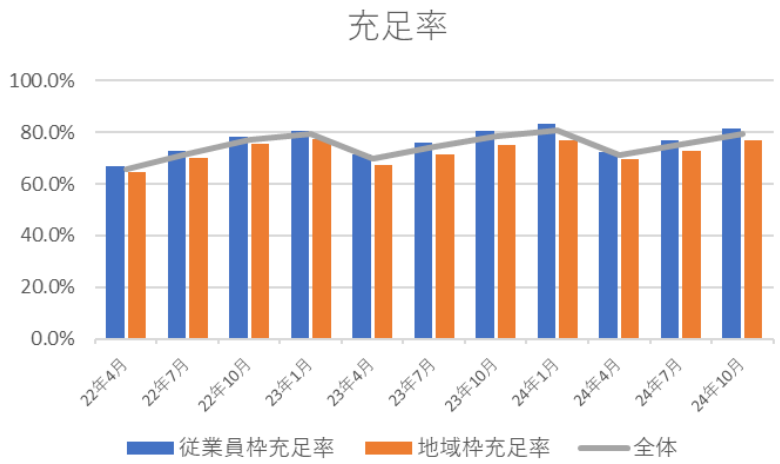

		2022年4月	2022年7月	2022年10月	2023年1月	2023年4月	2023年7月	2023年10月	2024年1月	2024年4月	2024年7月	2024年10月
定員	従業員枠	62,113	62,446	62,259	64,493	61,576	62,941	63,999	64,054	63,648	62,942	62,162
	地域枠	39,683	39,814	39,814	41,052	39,464	40,483	40,961	40,951	39,528	39,161	39,006
	合計	101,796	102,260	102,073	105,545	101,040	103,424	104,960	105,005	103,176	102,103	101,168
現員数	従業員枠	41,376	45,435	48,566	52,019	43,907	47,943	51,614	53,413	45,983	48,280	50,500
	地域枠	25,623	27,834	29,996	31,752	26,560	28,891	30,781	31,448	27,525	28,583	29,939
	合計	66,999	73,269	78,562	83,771	70,467	76,834	82,395	84,861	73,508	76,863	80,439
従業員枠充足率		66.6%	72.8%	78.0%	80.7%	71.3%	76.2%	80.6%	83.4%	72.2%	76.7%	81.2%
地域枠充足率		64.6%	69.9%	75.3%	77.3%	67.3%	71.4%	75.1%	76.8%	69.6%	73.0%	76.8%
	全体	65.8%	71.6%	77.0%	79.4%	69.7%	74.3%	78.5%	80.8%	71.2%	75.3%	79.5%

＜充足率の算出方法＞
■・・・全体の充足率＝現員数／開所定員数
■・・・従業員枠充足率＝従業員枠の現員数／開所定員数のうち、従業員枠の定員数
■・・・地域枠充足率＝地域枠の現員数／開所定員数のうち、地域枠の定員数

令和６年4月時点

【定員規模別】施設数構成比

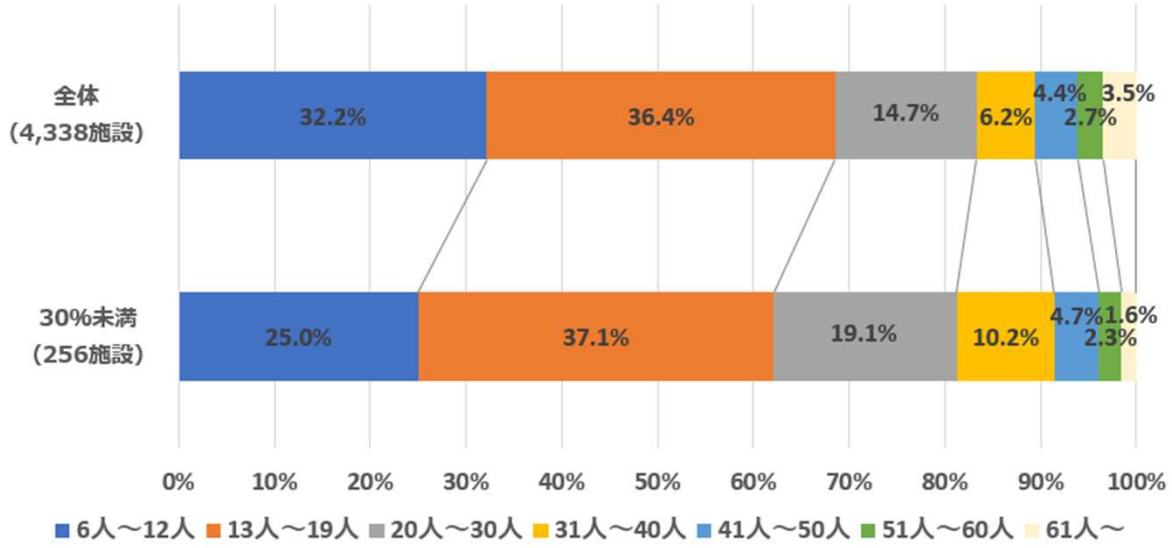

【従業員枠・地域枠別】定員数構成比

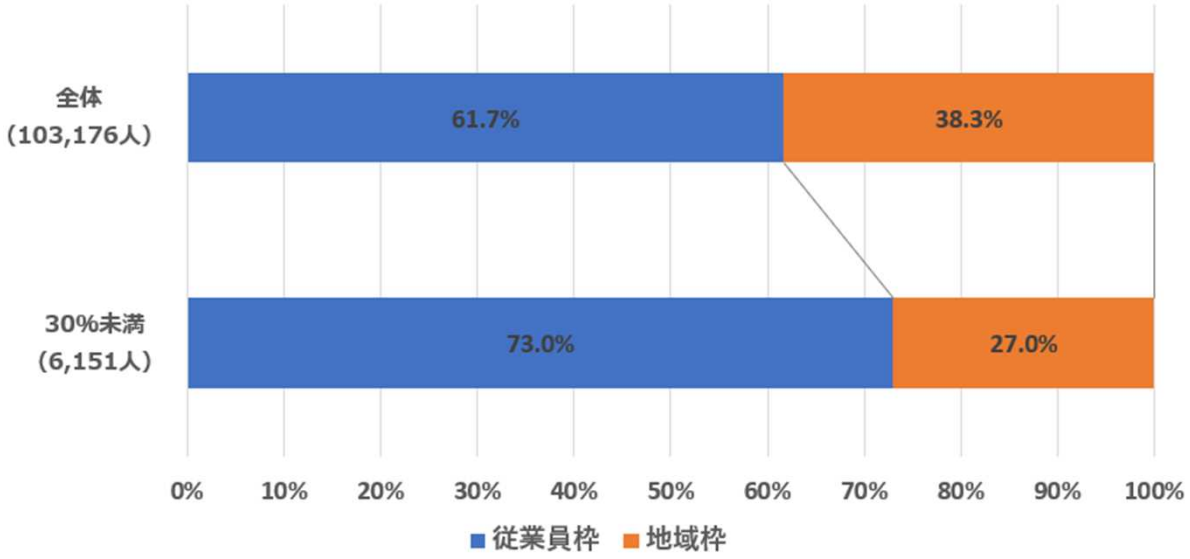

令和６年4月時点

【設置パターン別】施設数構成比

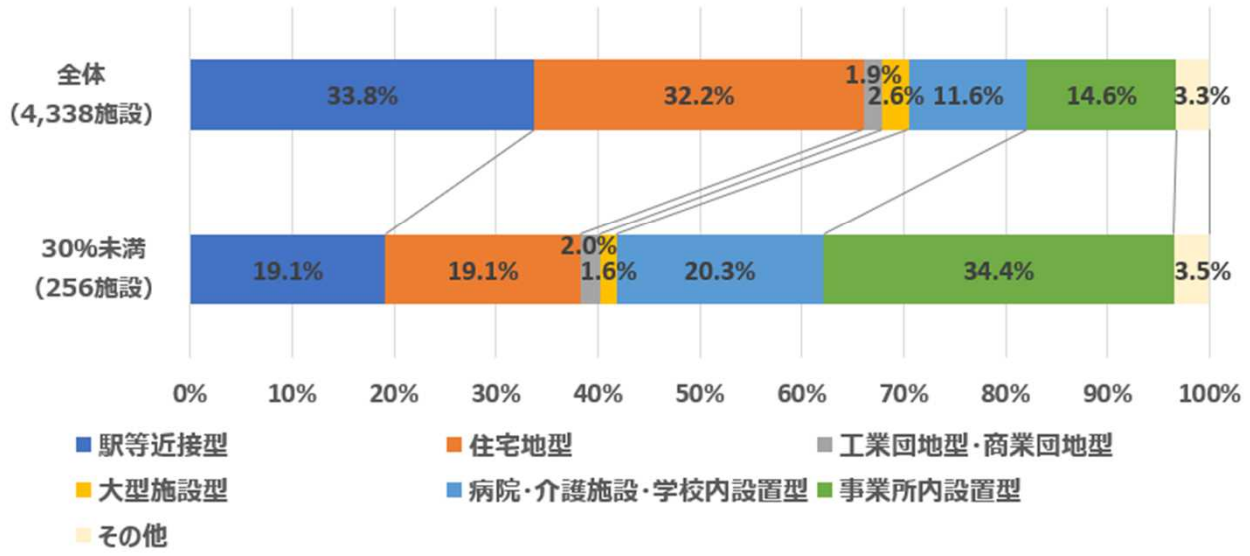

【運営形態別】施設数構成比

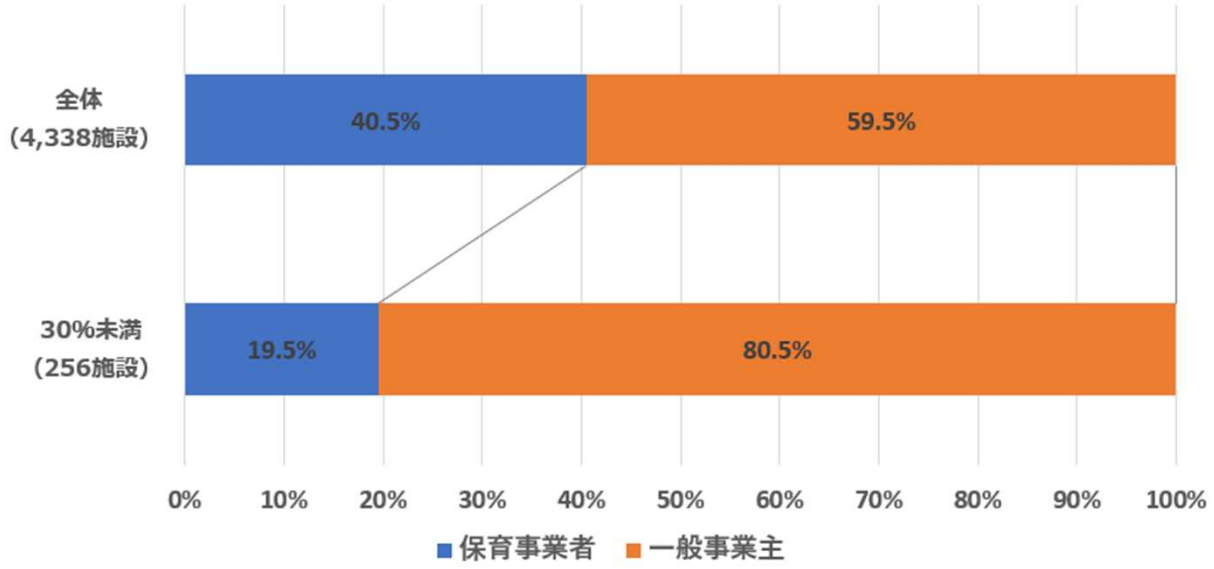

財務懸念ヒアリング対象事業者の定員充足状況

（令和６年４月1日時点）

■財務懸念ヒアリング対象事業者（※）

事業者数：140社、施設数：215施設

（※）保育事業を含む事業者全体の決算書について3期連続赤字等の事業者については、児童育成協会審査渉外部によるヒアリング等を通じて実態把握を行っており、その対象事業者のことを、便宜上、「財務懸念ヒアリング対象事業者」という。なお、上記事業者数・施設数については、月次報告未提出事業者や、ヒアリング対象だったものの途中で閉園した事業者の数は除いている。

■定員充足状況

	企業主導型保育施設全体（4,338施設）	財務懸念ヒアリング対象事業者（215施設）
平均充足率	71.2%	71.9%
充足率30%未満	5.9%（256施設）	6.0%（13施設）

財務懸念ヒアリング対象事業者充足率30%未満の施設一覧

保育施設No	設置事業者が設置する企業主導型保育施設数（合計）	定員規模別定員数				従業員枠・地域枠別定員数構成比		設置パターン別				運営形態別		充足率が低い要因
		6～12（人）	13～19（人）	20～30（人）	41～50（人）	従業員枠（%）	地域枠（%）	駅等近接	住宅地	病院介護施設学校内	その他	保育事業者	一般事業主	
【1】	12		13			54%	46%	○					○	首都圏の人手不足が波及、保育士不足で児童受入増強困難。
【2】			16			50%	50%		○				○	首都圏の人手不足が波及、保育士不足で児童受入増強困難。
【3】	4				50	82%	18%		○				○	保育士大量離職により児童受入増強困難。
【4】	1		19			74%	26%		○			○		保育士不足により24/4月より休止中。
【5】	4		19			53%	47%	○					○	業者経由から直接募集に採用方法を変更、必要人員を確保できず児童受入増強困難。
【6】	1		19			68%	32%			○			○	設置法人は保育初心者、募集も業務委託先に全面依存した結果、低充足。
【7】	1			30		73%	27%		○				○	設置法人は保育初心者、募集も業務委託先に全面依存した結果、低充足。
【8】	1		17			53%	47%		○				○	立地は高齢者主体の住宅地、施設も介護施設の地下駐車場の一角に所在の環境、加えて職場関係悪化により保育士離脱もあり低充足。
【9】	1	12				50%	50%		○				○	立地は高齢者主体の住宅地で競合園も多数、事業環境厳しく低充足。
【10】	1	12				58%	42%	○				○		親法人は飲食業を主業、従業員の福利厚生目的かつ夜間専業の保育形態であり低充足を許容。
【11】	1		17			53%	47%			○			○	病院の従業員向け保育所、福利厚生目的で低充足を許容。
【12】	1		19			53%	47%				○		○	期初低調、年央にかけ50%程度に回復が通例。
【13】	2		19			53%	47%	○					○	期初低調、年央にかけ100%程度に回復が通例。

※　13施設いずれも、平成28年4月1日以降において新たに保育施設を始めたもの。

（参考）令和６年度児童育成協会の体制・人員推移

① 体制図（令和6年4月1日）

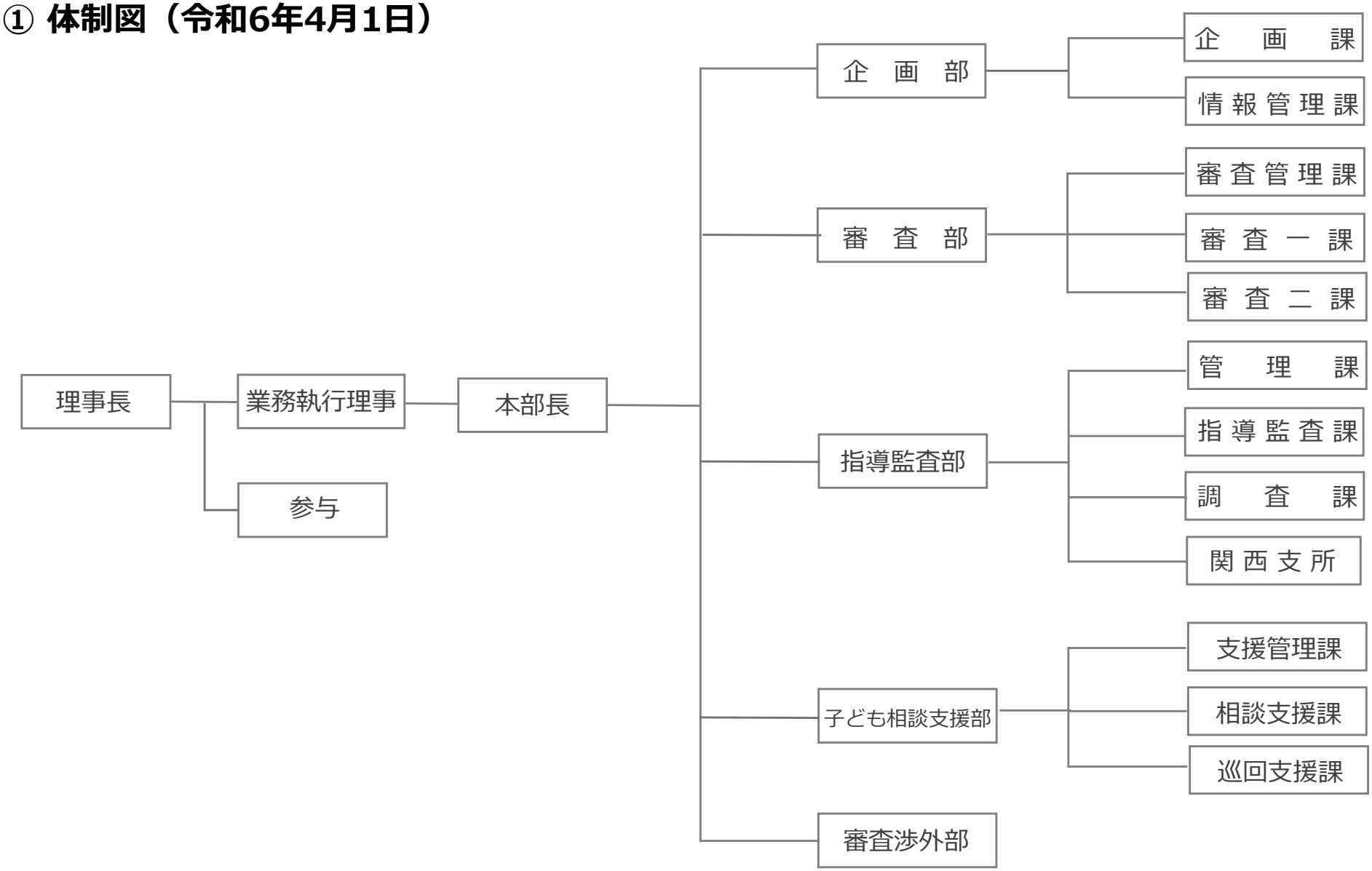

（参考）令和６年度児童育成協会の体制・人員推移

②人員数の推移

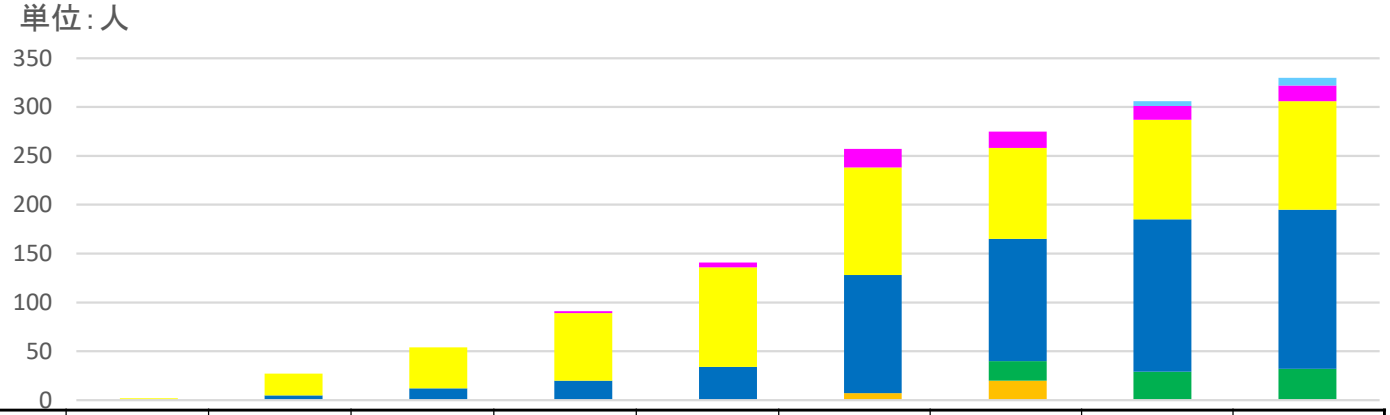

所属部署／年月日	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
企画部				2	5	19	17	14	16
うち、公認会計士						0	2	1	1
審査部	2	22	42	69	102	110	93	102	111
うち、保育士		1	1	1	1	3	9	9	18
うち、建築士		2	4	7	8	7	7	7	7
うち、公認会計士								1	1
うち、社会保険労務士※					1	0	0	0	0
指導監査部		5	12	20	34	121	125	156	163
うち、保育士			1	2	3	13	15	26	27
うち、公認会計士						2	0	0	0
子ども相談支援部							20	29	32
うち、保育士							2	6	14
関西支所						7	20	(26)	(37)
うち、保育士						0	2	(5)	(6)
審査渉外部								5	8
合　計 （本部長・副本部長を除く）	2	27	54	91	141	257	275	306	330
(うち、保育士)	0	1	2	3	4	16	28	41	59

※１、社会保険労務士については令和３年８月以降、社労士事務所と顧問契約を締結している。
２、関西支所は、令和５年度から指導監査部の組織内に変更。
３、審査渉外部は、令和５年度は審査渉外室。